

# 北九州市議会災害・国民保護対応指針（試案）

平成29年11月6日

## 1 目的

この指針は、北九州市で、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態が発生した際に、北九州市議会（以下「市議会」という）が、「北九州市災害対策本部」、「北九州市国民保護対策本部」等（以下「市本部等」という）の関係機関と一体となって、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的として、北九州市議会及び北九州市議会議員（以下「議員」という）の基本的行動指針を定めるものである。

## 2 対象とする災害、武力攻撃事態等

当指針で対象とする災害、武力攻撃事態等は、以下のとおりとする。

- (1) 「北九州市災害対策本部」が設置され、さらに全北九州市職員（以下「市職員」という）が配備される「第3配備体制」となる災害等。
- (2) 「北九州市国民保護対策本部」が設置され、さらに全市職員が参集される、「危機レベル：赤色」となる武力攻撃事態等。
- (3) その他、議長が当指針の適用を必要と認める災害、武力攻撃事態等。

## 参考：「北九州市災害対策本部」の設置基準

※ 「北九州市地域防災計画」から抜粋

### 第2節 防災体制

#### 第1 防災指令の発令

災害対策本部又は災害警戒本部を設置した場合、本部長又は警戒本部長は、職員を動員・配備するための指示である「防災指令」を、各局・区等の長に対して発令する。

なお、防災指令発令後においても、災害発生状況等に応じて、本部長又は警戒本部長は発令した防災指令を切替えることができ、災害対策本部又は災害警戒本部を閉鎖した場合は、閉鎖と一緒に解除する。

##### 1 発令基準

###### (1) 風水害等における基準

各防災指令は、災害の規模、種類、態様等に応じ、原則として次の基準により発令される。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令することができる。

区分	防災指令名	発令基準	動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
災害警戒本部	初動警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、災害発生のおそれがあるとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色(オレンジ)
	警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、軽微な災害が発生したとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色(レッド)
	第2配備体制	災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	全職員	

※防災指令の発令にあたっては、公共交通機関の運休や道路状況等を十分に考慮する。

###### (2) 震災における基準

防災指令の発令基準は、市内で観測された震度及び大津波警報・津波警報・注意報の発表に応じた区分によることとする。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令し、切替えることができる。

区分	防災指令名	発令基準		動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
		震度	大津波警報・津波警報・津波注意報		
災害警戒本部	初動警戒体制		「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色(オレンジ)
	警戒体制	震度4	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	震度5弱	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色(レッド)
	第2配備体制	震度5強		総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	震度6弱以上		全職員	

## 参考：「北九州市国民保護対策本部体制」の整備及び、市職員の参集基準

※ 「北九州市国民保護計画」から抜粋

### 2 市職員等の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。

また、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災における体制を活用して、速やかに市長及び担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

#### (2) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、防災における体制を活用して下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。併せて、防災における体制を活用した消防団員の参集基準を定める。

##### ア 国民保護の体制

事態の状況	危機レベル	体制	設置会議	体制の判断
事態認定前	黄色	通常体制	国民保護連絡会議	・武力攻撃事態の発生のおそれがあり、警戒が必要と市長が認めたとき
	橙色	国民保護警戒本部体制	同上	・武力攻撃事態の発生のおそれがあり、厳重な警戒や対策が必要と市長が認めたとき
事態認定後	橙色	同上	同上	・国から市対策本部設置の指定がないとき（国内に武力攻撃事態が発生しているが、本市には危険が切迫していないとき）
	赤色	国民保護対策本部体制	国民保護対策会議	・国から市対策本部設置の指定があったとき（本市に武力攻撃事態が発生したとき、又は危険が切迫しているとき）

## イ 職員の参集・動員基準

危機レベル	体制	職員の参集基準
黄色	通常体制	情報収集及び伝達に必要な人員
橙色	国民保護警戒本部体制	防災体制に基づく、災害に対する応急対策活動が必要な人員（動員計画に基づく人員。事態の状況に応じ職員の増員等を行う）
赤色	国民保護対策本部体制	全職員

※ 危機レベル・体制・設置会議については、「北九州市危機管理基本指針」（平成24年4月作成）に基づくもの。

### 3 基本方針

災害時・武力攻撃事態時等においては、その規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。

市議会は、下記の基本方針に基づき対応する。

- (1) 市民の安全確保と、迅速な災害・武力攻撃事態等への対策に、最大限の協力・支援を行う。
- (2) 議員は、地域の一員として上記(1)に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (3) 市本部等が災害・武力攻撃事態等への対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (4) 国・県・政党・関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市本部等の取り組みに協力・支援を行う。
- (5) 広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。
- (6) 議員に適切な情報提供を行うとともに、議員から提供された情報・要望等を一元化し、市本部等に要請する。

## 4 災害時・武力攻撃事態時等の対応

### (1) 初動期（発生当日から概ね3日後まで）

種別	本会議・委員会等開会時	本会議・委員会等閉会時
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本会議・（委員長等は）委員会等について、直ちに、休憩又は散会を宣言する。</li> <li>◆市議会事務局に対し、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応を行わせる。</li> <li>◆（委員長等においても）議員が、速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「北九州市議会災害・国民保護対策本部設置要綱」に基づき、「北九州市議会災害・国民保護対策本部」（以下「議会対策本部」という）を設置し、関係議員を招集する。</li> </ul>
議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自身の安全を確保し、状況を確認のうえ、避難誘導に従い避難する。</li> <li>◆市議会事務局が行う、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応に協力・支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市議会事務局に自らの安否・所在を明らかにし、連絡体制を確立する。※</li> <li>◆地域において、市本部等と連携して、市民の安全確保や応急対応等に、最大限の協力・支援を行う。</li> <li>◆地域の被災状況や、被災者の要望等について、議会対策本部に情報提供を行う。***</li> <li>◆議長の招集に応じ、議会対策本部会議に参加する。</li> </ul>
市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆議長の指示を受け、「北九州市議会市民等避難誘導マニュアル」に基づき、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応を行う。</li> <li>◆その他、「北九州市庁舎危機管理計画」に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆議員から提供を受けた情報・要望を一元化し、議会対策本部に報告するとともに、市本部等に要請する。</li> <li>◆市本部等から被害情報等の報告を受け、議会対策本部に報告するとともに、議員に情報を提供する。</li> </ul>

※ 市議会事務局への連絡方法（初動期の順番）

- ① ショートメール (市議会事務局総務課庶務係長携帯電話)
- ② 電子メール gikai-soumu@city.kitakyushu.lg.jp 又は、(市議会事務局総務課庶務係長携帯電話)
- ③ F A X 093-561-1021
- ④ 電 話 093-582-2621 又は、(市議会事務局総務課庶務係長携帯電話)

※※ 議員は、市本部等が災害・武力攻撃事態等への対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、災害状況等の確認や、被災者の要望等の情報提供を行う場合は議会対策本部を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市本部等への問い合わせを行わないこととする。

## (2) 初動期経過後

種別	本会議・委員会等閉会時
議長 (議会対策 本部)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆必要に応じて、全員協議会等を開会するなどの対応を行い、今後の対応について協議を行う。</li><li>◆国・県・政党・関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市本部等の取り組みに協力・支援を行う。</li><li>◆広域的な視野に立ち、他の議会や関係団体等と積極的に連携する。</li></ul>
議員	<ul style="list-style-type: none"><li>◆引き続き、地域において、市本部等と連携して、市民の安全確保や応急対応等に最大限の協力・支援を行い、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。</li><li>◆引き続き、地域の被災状況や、被災者の要望等について、議会対策本部に情報提供を行う。***</li><li>◆議長の求めに応じ、会議等に参加する。</li></ul>
市議会 事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>◆引き続き、議会対策本部の事務局として、議員から提供を受けた情報・要望を一元化し、議会対策本部に報告するとともに、市本部等に要請する。</li><li>◆引き続き、市本部等から被害情報等の報告を受け、議会対策本部に報告するとともに、議員に情報を提供する。</li></ul>

※※※ 市議会事務局への連絡方法（初動期経過後の順番）

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| ① 電 話     | 093-582-2621                      |
| ② F A X   | 093-561-1021                      |
| ③ 電子メール   | gikai-soumu@city.kitakyushu.lg.jp |
| ④ ショートメール | (市議会事務局総務課庶務係長携帯電話)               |

**北九州市議会災害・国民保護対策本部 設置要綱**

北九州市議会災害・国民保護対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市において、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態が発生した際に、北九州市議会が、「北九州市災害対策本部」、「北九州市国民保護対策本部」等（以下「市本部等」という）の関係機関と一体となって、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保するために設置する北九州市議会災害・国民保護対策本部（以下「議会対策本部」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(議会対策本部の設置)

第2条 議長は、次の場合に議会対策本部を設置する。

- (1) 北九州市災害対策本部が設置され、第3配備体制が発令されたとき。
- (2) 北九州市国民保護対策本部が設置され、危機レベル（赤色）が発令されたとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

(議会対策本部の構成)

第3条 議会対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は議長をもっててて、その事務を総括する。
- 3 副本部長は副議長をもっててて、本部長を補佐し、本部長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長は所属議員5人以上の会派の代表者、議会運営委員会正副委員長、及び本部長が必要と認める議員をもっててて、議会対策本部の任務に関する事項について協議する。

(議会対策本部の任務)

第4条 議会対策本部の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議員から提供された被災情報等を一元化し、市本部等へ提供を行うこと
- (2) 市本部等から災害情報等の報告を受け、議員に情報提供を行うこと
- (3) 市本部等からの依頼事項に関すること
- (4) 市本部等に対し要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、政党、関係機関等に対し要望活動を行うこと
- (6) 全員協議会等の開催など、市議会運営の準備に関する調整を行うこと
- (7) 他の議会や関係団体等と連携すること
- (8) その他本部長が必要と認めること

(事務局)

第5条 議会対策本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、市議会事務局長をもってててる。
- 3 事務局長は、本部長の命を受け、事務局業務を総括するとともに、市本部等の会議に出席するなど、情報収集に努める。
- 4 事務局職員は、対策本部の業務に従事する。ただし、市本部等の業務に従事する者はこの限りでない。
- 5 事務局は、市議会事務局総務課に置く。
- 6 事務局の組織・運営等は、事務局長が定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものは、本部長が定める。

付 則

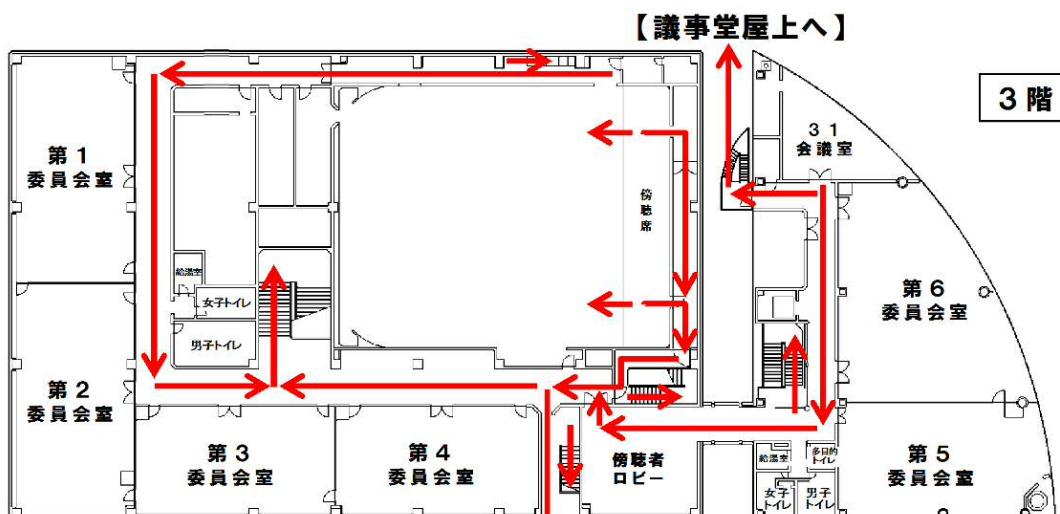
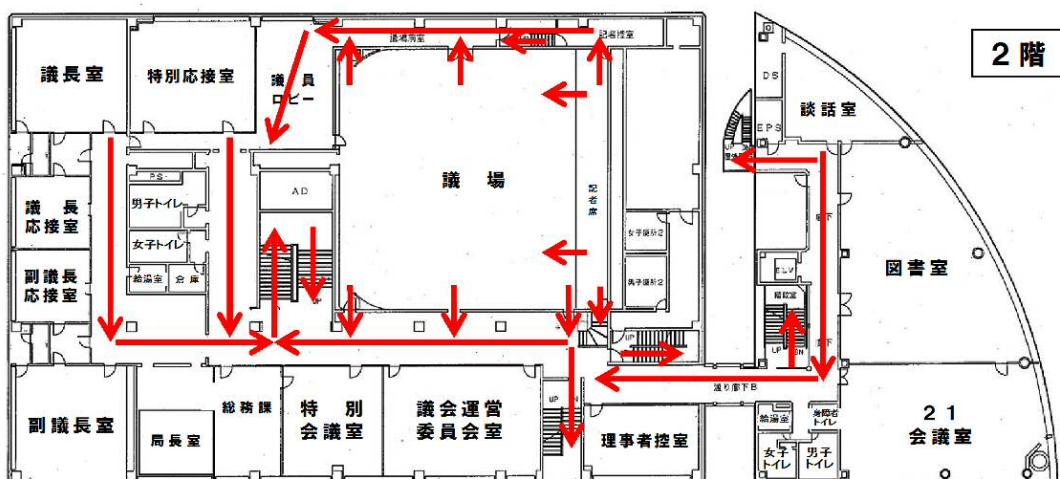
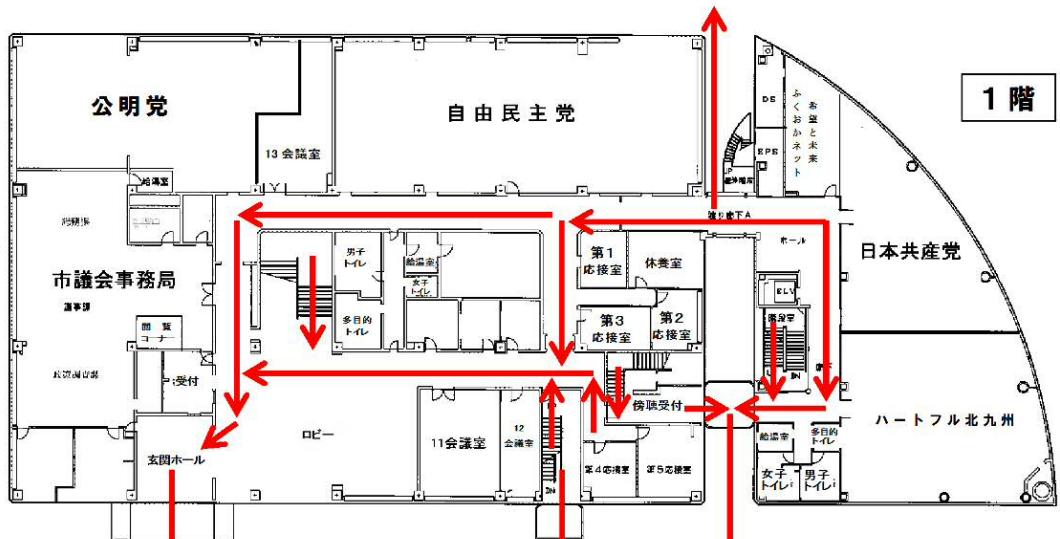
この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

## 北九州市議会市民等避難誘導マニュアル

### 本会議・委員会等開会時（議事堂での対応指針）

種別	対応指針
議長 又は 委員長等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆本会議・委員会等について、直ちに、休憩又は散会を宣言する。</li><li>◆市議会事務局に対し、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応を行わせる。</li></ul>
議員	<ul style="list-style-type: none"><li>◆自身の命を守るための行動をとる。</li><li>◆落下・転倒の危険のあるものや、窓ガラスからできるだけ離れ、机の下に潜る。</li><li>◆身を隠すところがない場合は、手近にある物で頭を覆い、低い姿勢をとり、身を守る。</li><li>◆市議会事務局が行う、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応に協力・支援を行うとともに、必要に応じて自身も速やかに避難する。</li></ul>
市議会 事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>◆自身の命を守るための行動をとる。</li><li>◆傍聴者等に対し、落下・転倒の危険のあるものや、窓ガラスからできるだけ離れ、机の下に潜るよう指示する。</li><li>◆傍聴者等に対し、身を隠すところがない場合は、手近にある物で頭を覆い、低い姿勢をとり、身を守るよう指示する。</li><li>◆北九州市議事堂（以下「議事堂」という）の必要なドアを開け、避難経路を確保する。</li><li>◆避難に当たっては、出火場所等を迂回して避難するよう誘導する。負傷者等、避難に当たって支援を要する市民等の介助を行う。市民等に対して必要に応じ、頭部を覆う、ハンカチなどで鼻・口を覆い、身を低くして避難するなどの指示を行う。</li><li>◆出火等の防止に努めるとともに、残存者がいないことを確認後、必要に応じて自身も速やかに避難する。</li></ul>

## ※議事堂内の避難経路



## 本会議・委員会等開会時（議事堂外での対応指針）

種別	対応指針
議長 又は 委員長等 、議員	◆避難場所に集合する。 ◆自衛消防隊の指示に従い、二次避難する。
市議会 事務局	◆市民等を避難場所に集合させ、点呼を取る。 ◆行方不明者、負傷者の有無を自衛消防隊に報告する。 ◆自主防災組織の指示に従い、傍聴者等に対し二次避難について指示する。

### 平常時

市議会は定期的に避難訓練を実施し、傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応を万全の体制で行えるよう、平常時から備えることとする。